

## 自転車の交通反則通告制度(青切符)が開始されます

【問い合わせ】防災安全課 ☎84-0626

令和8年4月1日から、16歳以上を対象に、自転車の交通反則通告制度(青切符)が導入されます。ルール改正を機に、自転車の利用方法を改めて見直し、安全な走行を心がけましょう。

### 交通反則通告制度とは

ページ番号  
1003151



運転者が交通違反行為をした場合、定められた期間内に反則金を納付すれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理される制度です。警察官が自転車の交通違反を認知した場合、現場で指導・警告が行われます。

ただし、その違反が交通事故の原因となるおそれがあるなど、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い場合は、検挙されることもあります。

### 対象となる自転車の主な違反と反則金

- ・ながらスマホ 12,000円
- ・信号無視 6,000円
- ・右側逆走 6,000円
- ・一時不停止 5,000円
- ・無灯火運転 5,000円
- ・並進走行 3,000円

(その他の違反行為は「自転車ルールブック」をご確認ください。)

※酒気帯び運転や妨害運転など重大な違反をした際は刑事手続(赤切符)で検挙されます。



▲自転車  
ルールブック

## 通学する小中学校は、児童生徒の住所地で決定します

【問い合わせ】学校教育課 ☎84-0688 ▲就学指定校の変更

お子様が通学する市立小中学校は、教育委員会が指定しているお住まいの住所(町名および地番)の通学区域(学区)で決まります。引っ越し等で住所が変わる場合は、市ホームページで指定の学校を確認してください。

また、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な場合は、保護者の責任により安全な登下校ができることを前提とし、事前に学校教育課へ申請することで、指定された学校以外への通学が一定期間、認められる場合があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### 「学校選択制度」が終了しました

学校規模の適正化のために、宮池・花園・乙川東小学校では、通学区域の特例措置(学校選択制度)を実施していましたが、令和7年度をもって終了しました。

令和8年度入学からは、お住まいの住所の学区にもとづく学校へ就学となります。

既に兄弟が学校選択制度を利用して隣接する学校へ通学している場合は、弟妹も同じ小学校へ通うことができます。具体的な申請方法は、入学前に文書でお知らせします。



▲学校選択制度の終了